

市町金融広報生活設計事業費補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、健全で合理的な生活計画及び暮らしと密接に関連する金融経済知識の啓発と普及を図るため、予算の定めるところにより、市町に対し、市町金融広報生活設計事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)及び長崎県県民生活部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第369号)に定めるもののほか、この実施要綱の定めるところによる。

(補助の対象となる経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる事業の実施に必要な経費とし、補助率は10分の10以内とする。

- (1) 金融に関する講座、講習会、学習会、講演会、セミナー等の開催
- (2) 金融に関する情報の発信
- (3) 金融広報委員会のPR活動

(申請書に添付すべき書類)

第3条 規則第4条の規定による申請書(様式第1号)に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)

(申請書の提出期限)

第4条 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、当該年度の4月末日までとする。

(申請の取下げのできる期間)

第5条 規則第8条第1項の申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(事業計画の変更)

第6条 規則第11条第2項の規定による事業計画変更の承認を受けようとする者は、事業計画変更申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第13条第1項の実績報告書(様式第4号)の提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日(同項後段の場合には、翌年度の4月20日)とする。

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績内訳書(様式第2号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、概算払の方法により交付することができる。この場合において補助金の請求をしようとする者は、補助金交付請求書(概算払)(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(帳簿の整備等)

第9条 補助金等の交付を受けた者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを該事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第10条 規則及びこの実施要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、各2部とする。

附 則

この実施要綱は、平成18年度の予算にかかる補助金から適用する。

(様式第1号)

年 月 日

長崎県知事 様

市町長

年度市町金融広報生活設計事業費補助金交付申請書

年度において市町金融広報生活設計事業費補助金について 円を
交付されるよう、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第4条及び市町金融
広報生活設計事業費補助金実施要綱第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書(様式第2号)

(様式第2号)

年 月 日

事業計画書
(事業実績内訳書)

- 1 事業名
- 2 主催者
- 3 開催年月日 年 月 日() 時 分 ~ 時 分
- 4 開催場所
- 5 出席者数 名

収入の部				支出の部			
摘要	決算額	予算額	予算余剰又は不足()額	摘要	決算額	予算額	予算余剰又は不足()額
金融広報生活 設計事業費補 助金		,000				,000	
合計		,000		合計		,000	

(様式第3号)

年 月 日

長崎県知事 様

市町長

年度市町金融広報生活設計事業費補助金事業計画変更申請書

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があった 年
度市町金融広報生活設計事業費補助金について、下記のとおり事業計画を変更したいので、市
町金融広報生活設計事業費補助金実施要綱第6条の規定により申請します。

記

変更の内容

- 1 変更前
- 2 変更後
- 3 変更の理由

(様式第4号)

年 月 日

長崎県知事 様

市町長

年度市町金融広報生活設計事業費補助金実績報告書

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があった年度金融広報生活設計事業費補助金について、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第13条及び市町金融広報生活設計事業費補助金実施要綱第7条の規定により、その実績に係る書類を添えて報告します。

記

関係書類

1. 事業実績内訳書(様式第2号)
2. その他知事が必要と認める書類

(様式第5号)

年度市町金融広報生活設計事業費補助金交付請求書(概算払)

金 円

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付の決定の通知のあった
年度市町金融広報生活設計事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、長崎県補助金等交付
規則(昭和40年長崎県規則第16号)第16条及び市町金融広報生活設計事業費補助金実施要綱
第8条の規定により、請求します。

年 月 日

長崎県知事 様

市町長